

令和3年度 部活動休養日計画

愛媛県立今治東中等教育学校

運動部

	前 期	後 期
野球	原則水曜日	原則月曜日を休養日
	土曜日または日曜日	※天気次第で振り替える
陸上競技	木曜日 ※試合がある場合は金曜日 日曜日 ※土・日曜日に試合がある週は翌週の月曜日 長期休業中においては、お盆休みや正月休み、遠征予定や試合日程に合わせて週休2日になるよう適宜変更する。	毎週木曜日と日曜日 ただし、土～月曜日に試合がある週においては、日～火曜日を代替の休養日とする。 なお長期休業中においては、試合日程や遠征予定に合わせて週休2日になるよう適宜変更する。
卓球	原則水曜日 原則日曜日 ※大会がある場合は振り替える	日曜日と木曜日 ※大会がある場合は振り替える
バスケットボール (男)	原則木曜日と日曜日 ※大会前は練習を行い、大会終了後に代替の休日を設ける。	
ハンドボール (女)	原則火曜日 ※天気次第で振り替える 日曜日 ※土日に大会等がある場合は振り替える	原則火曜日 ※天気次第で振り替える
バレー ボール (女)	原則水曜日 土曜日または日曜日 ※土日祝日等に大会がある場合は振り替える	土曜日と月曜日 ※大会がある場合は振り替える
ソフト テニス (男)	原則水曜日 原則日曜日 ※日曜日に試合がある場合は、月曜日	土曜日または日曜日 ※大会前は練習を行い、大会終了後に代替の休日を設ける。
ソフト テニス (女)	日曜日と木曜日 ※大会がある場合は振り替える	

サッカー	原則水曜日	月曜日 ※大会等がある場合は火曜日
	原則日曜日 ※土日に大会等が重なる場合は、原則翌週に振り替える。	
なぎなた	原則水曜日 原則日曜日 ※週末に大会等がある場合は、月曜日を休養日とする。行事、大会等が続く場合には、適宜まとまった休養日を設定する。 ※長期休業中は、必ず1週間程度の休養日を設ける。	原則日曜日 ※週末に大会等がある場合は、月曜日を休養日とする。行事、大会等が続く場合には、適宜まとまった休養日を設定する。 ※長期休業中は、必ず1週間程度の休養日を設ける。
柔道	原則月曜日 土曜日と日曜日のいずれか ※土日に大会等が重なる場合は、原則翌週に振り替える	
剣道	水曜日 土曜日または日曜日 ※土日に大会等がある場合は、他の平日に振り替える	土曜日または日曜日 ※大会前は練習を行い、大会終了後に代替の休日を設ける。
水泳	原則木曜日 ※天候等の理由により変更する可能性あり 土曜日または日曜日 ※大会がある場合は振り替える	原則日曜日 ※大会等がある場合は、翌月曜日
アーチェリー	原則木曜日 原則日曜日 ※大会等がある場合は、翌月曜日	原則日曜日 ※大会等がある場合は、翌月曜日

文化部

	前 期	後 期
伝統文化 (茶道)	毎週水曜日以外を休養日とするが、行事等で変更する場合もある。	
伝統文化 (華道)	年間 25 回程度、主に水曜日に活動する日以外を休養日とするが、行事等で変更する場合もある。	
伝統文化 (琴)	土、日を休養日とするが行事等で変更する場合もある。	
美術	毎週木、土、日を休養日とするが、展覧会や行事前には変更する場合もある。	
書道	毎週土曜日と日曜日を休養日とする。（近くに展覧会がある場合は別日に設定）	
放送	土、日、祝日を休養日とする。	
吹奏楽	平日 1 日を休養日とする。（曜日はパート別） 土曜日・日曜日のうち 1 日を休養日とする。 ※大会・演奏会直前は、休養日を振り替える。	週 1 日を休養日とする。 ※大会・演奏会直前は、休養日を振り替える。
写真	毎週土曜日と日曜日を休養日とする。写真教室や展覧会がある場合は別日に設定する。	
文芸	月、木以外を休養日とするが、行事等で変更する場合もある。	月・木以外を休養日とするが、行事等で変更する場合もある。
V Y S	土日祝にボランティアがある日以外を休養日とする。	
食物・被服	月・木・金以外を休養日とするが、行事等で変更する場合もある。	月・金以外を休養日とするが、行事等で変更する場合もある。